

○	健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	2
○	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	3
○	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	6
○	市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	9
○	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）（第六条関係）	．．．．．	12
○	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）（第七条関係）	．．．．．	16
○	義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）（抄）（第八条関係）	．．．．．	17
○	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）（第九条関係）	．．．．．	19
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第十条関係）	．．．．．	24
○	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）（第十一条関係）	．．．．．	29
○	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）（第十二条関係）	．．．．．	31
○	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（抄）（第十三条関係）	．．．．．	33
○	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（抄）（第十四条関係）	．．．．．	34
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	37
○	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	39
○	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	40
○	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	41
○	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	42
○	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	43
○	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	45

○	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）（第十五条関係）	46
○	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（抄）（第十六条関係）	47
○	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第十七条関係）	48
○	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第十八条関係）	52
○	歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）（抄）（第十九条関係）	53
○	売春防止法（昭和三十一年法律第六十八号）（抄）（第二十条関係）	54
○	美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）（抄）（第二十一条関係）	57
○	調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）（抄）（第二十二条関係）	58
○	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（抄）（第二十三条関係）	60
○	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第一百号）（抄）（第二十三条関係）	61
○	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）（抄）（第二十三条関係）	62
○	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）（抄）（第二十四条関係）	63
○	母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）（抄）（第二十五条関係）	65
○	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）（抄）（第二十六条関係）	66
○	製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）（抄）（第二十七条関係）	67
○	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）（第二十八条関係）	68
○	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）（抄）（第二十九条関係）	71
○	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）（第二十九条関係）	72
○	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（抄）（第二十九条関係）	74
○	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）（第二十九条関係）	76
○	言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）（抄）（第二十九条関係）	78
○	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）（第三十条関係）	80
○	精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）（抄）（第三十条関係）	82
○	社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）（抄）（第三十条関係）	83
○	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第三十一条関係）	85

- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（抄）（第三十二条関係）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第三十三条関係）
- 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）（抄）（第三十四条関係）
- 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）（抄）（第三十五条関係）
- 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）（第三十六条関係）
- 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）（第三十七条関係）
- 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（抄）（第三十八条関係）
- 工業用水法（昭和三十一年法律第四百十六号）（抄）（第三十九条関係）
- 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）（第四十条関係）
- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（抄）（第四十一条関係）
- 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（抄）（第四十二条関係）
- 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）（第四十三条関係）
- 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）（第四十四条関係）
- 都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）（抄）（第四十五条関係）
- 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）（第四十六条関係）
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）（第四十七条関係）
- 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）（第四十八条関係）
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十条関係）
- 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（抄）（附則第十一条関係）
- 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（附則第十二条関係）
- 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）（附則第十三条関係）
- へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）（抄）（附則第十四条関係）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（抄）（附則第十五条関係）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十六条関係）	．．．．．	143
○ 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）（附則第十七条関係）	．．．．．	147
○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（附則第十八条関係）	．．．．．	152
○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）（附則第十九条関係）	．．．．．	153
○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（抄） （附則第二十条関係）	．．．．．	155
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正する法律（平成二十三年法律第十九号）（抄）（附則第二十一条関係）	．．．．．	164

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）附則第十一条による改正後のもの

改正案	現行
<p>（勧告等）</p> <p>第三十二条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によりその権限を行使したときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。</p>	<p>（勧告等）</p> <p>第三十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（権限の委任等） 第十五条（略） 2・3（略） 4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長</u>が行うことができる。 5（略） （再審査請求） 第十六条 前条第五項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。</p>	<p>（権限の委任等） 第十五条（略） 2・3（略） 4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 5（略） （再審査請求） 第十六条 前条第五項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がした処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（一般放送の業務の届出）</p> <p>第三百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣（<u>基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時に当該基幹放送に係る放送対象地域においてそれらの再放送のみをする一般放送（第四百七条第一項に規定する有料放送を含まないものに限る。）</u>）であつて、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を用いて行われるもの（当該一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置しようとする場所及び当該一般放送の業務を行おうとする区域が一の都道府県の区域に限られるものに限る。次条第二項において「<u>小規模施設特定有線一般放送</u>」という。）の業務にあつては、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を当該届出をした総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。</p>	<p>（一般放送の業務の届出）</p> <p>第三百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。</p>

(承継)

第三百三十四条 (略)

2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣(小規模施設特定有線一般放送の業務に係る前条第一項の規定による届出をした一般放送事業者(以下「小規模施設特定有線一般放送事業者」という。))の地位を承継した者にあつては、当該届出をした都道府県知事)に届け出なければならない。この場合において、被承継人たる一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第三百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事)に届け出なければならない。

2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者の清算人にあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事)に届け出なければならない。

(有線電気通信設備の使用)

第四百四十五条 (略)

(承継)

第三百三十四条 (略)

2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第三百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(有線電気通信設備の使用)

第四百四十五条 (略)

2 総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第四項、第七十四条並びに第七十五条において同じ。）は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。次項において同じ。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3
3
6
（略）

2 総務大臣は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3
3
6
（略）

改正案	現行
<p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。</p> <p>一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣</p> <p>二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会</p> <p>三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十四条第三項において「指定都市」という。）の設置する高等学校及び中等教育学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校及び中等教育学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項</p>	<p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。</p> <p>一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣</p> <p>二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会</p> <p>三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事</p> <p>②・③（略）</p> <p>（新設）</p>

を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

⑤ (略)

第四十条 (略)

② 前項の場合においては、地方自治法第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第五十四条 (略)

② (略)

③ 市(指定都市を除く。)町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者として併せて生徒とするもの(以下この項において「広域の通信制の課程」という。)に係る第四条第一項に規定する認可(政令で定める事項に係るものに限る。)を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。都道府県又は指定都市の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ (略)

第四十条 (略)

② 前項の場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第五十四条 (略)

② (略)

③ 市町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするもの(以下この項において「広域の通信制の課程」という。)に係る第四条第一項に規定する認可(政令で定める事項に係るものに限る。)を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。都道府県の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ (略)

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第
四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会
等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

④ (略)

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第
四条第四項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会
等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

改正案	現行
<p>第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するもの</p>	<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師</p>

に限る。)(以下「給料その他の給与」という。)(並びに定時制通信教育手当(中等教育学校の校長に係るものとする。)(並びに講師(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。)(第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)(の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。)(は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員(義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。)

二・三 (略)

第二条 市(指定都市を除く。)(町村立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)(で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に規定する定時制の課程(以下この条において「定時制の課程」という。)(を置くものの校長(定時制の課程のほか同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。)(、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭(定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。)(並びに定時制の課程の授業を担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師(常勤の者及

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。)(第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)(の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。)(は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員(義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。)

二・三 (略)

第二条 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)(町村立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)(で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に規定する定時制の課程(以下この条において「定時制の課程」という。)(を置くものの校長(定時制の課程のほか同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。)(、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭(定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。)(並びに定

び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員(高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。)であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師(高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)の報酬等は、都道府県の負担とする。

時制の課程の授業を担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師(常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員(高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。)であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師(高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)の報酬等は、都道府県の負担とする。

改 正 案	現 行
<p>（返還又は通知等）</p> <p>第百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。</p> <p>2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p>（仮指定）</p> <p>第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。</p>	<p>（返還又は通知等）</p> <p>第百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。</p> <p>2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p>（仮指定）</p> <p>第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。</p>

第三百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十二条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二十條までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき」（第九十九条第一項の規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であ

第三百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十二条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二十條までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき」（第九十九条第一項の規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。）と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体

ることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県の教育委員会は、所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の經由)

第八十八條 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

第九十二條 第十條第一項及び第二項、第十二條第一項並びに第十條第三項及び第十二條第四項において準用する第九條第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(書類等の經由)

第八十八條 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

第九十二條 第十條第一項及び第二項、第十二條第一項並びに第十條第三項及び第十二條第四項において準用する第九條第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（登録）</p> <p>第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。</p> <p>（博物館に相当する施設）</p> <p>第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。</p>	<p>（登録）</p> <p>第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。</p> <p>（博物館に相当する施設）</p> <p>第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。</p>

改正案	現行
<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）</p> <p>二 （略）</p> <p>第三条 国は、毎年度、各指定都市ごとに、公立の義務教育諸学校に要する経費のうち、指定都市の設置する義務教育諸学校に係る教職員の給与</p>	<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）</p> <p>二 （略）</p> <p>（新設）</p>

及び報酬等に要する経費について、その実支出額の三分の一を負担する。
。ただし、特別の事情があるときは、各指定都市ごとの国庫負担額の最
高限度を政令で定めることができる。

改正案	現行
<p>(学級編制の標準)</p> <p>第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。</p> <p>2 各都道府県ごとの、<u>都道府県又は市</u>（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。</u>第八条第三号並びに<u>第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。</u>）<u>町村</u>の設置する<u>小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。</u>次条第二項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、<u>都道府県の教育委員会が定める。</u>ただし、<u>都道府県の教育委員会</u>は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。</p> <p>3 各都道府県ごとの、<u>都道府県又は市町村</u>の設置する特別支援学校の小</p> <p>(略)</p>	<p>(学級編制の標準)</p> <p>第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。</p> <p>2 各都道府県ごとの、<u>公立の</u>小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、<u>都道府県の教育委員会が定める。</u>ただし、<u>都道府県の教育委員会</u>は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。</p> <p>3 各都道府県ごとの、<u>公立の</u>特別支援学校の小学部又は中学部の一学級</p> <p>(略)</p>

学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

（学級編制）

第四条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

2 | 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあつては前条第二項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は生徒の数の標準とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を一学級の児童又は生徒の数の標準として、当該指定都市の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

（学級編制についての都道府県の教育委員会への届出）

の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

（学級編制）

第四条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

（新設）

（学級編制についての都道府県の教育委員会への届出）

第五条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条第一項の学級編制を行ったときは、遅滞なく、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編制を変更したときも、同様とする。

(都道府県小中学校等教職員定数の標準)

第六条 各都道府県ごとの、都道府県及び市町村の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程(学校給食法第六条に規定する施設を含む。以下この項において同じ。)に置くべき教職員の総数(以下「都道府県小中学校等教職員定数」という。)並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」という。)は、それぞれ、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数(以下「各指定都市小中学校等教職員定数」という。)に、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

2 都道府県小中学校等教職員定数については、第七条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第八条第一号並びに第九条第一号から第三号までに規定する学級の数は、第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第五条 市(特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号において同じ。)町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制を行ったときは、遅滞なく、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編制を変更したときも、同様とする。

(小中学校等教職員定数の標準)

第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程(学校給食法第六条に規定する施設を含む。)に置くべき教職員の総数(以下「小中学校等教職員定数」という。)は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

2 第七条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第八条第一号並びに第九条第一号から第三号までに規定する学級の数は、第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一・二（略）

三 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。）が存しない市（特別区を含む。次条第一号及び第二号において同じ。）町村の数等を考慮して政令で定めるところにより算定した数

（都道府県特別支援学校教職員定数等の標準）

第十条 各都道府県ごとの、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「都道府県特別支援学校教職員定数」という。）並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「指定都市特別支援学校教職員定数」という。）は、それぞれ、次条、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

2 都道府県特別支援学校教職員定数については、第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項に規定する学級の数は、第三条第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一・二（略）

三 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。）が存しない市町村の数等を考慮して政令で定めるところにより算定した数

（特別支援学校教職員定数の標準）

第十条 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「特別支援学校教職員定数」という。）は、次条、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

2 第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項に規定する学級の数は、第三条第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

(教職員定数に含まない数)

第十八条 第六条第一項及び第十条第一項の規定による都道府県小中学校等教職員定数、指定都市小中学校等教職員定数、都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一〜五 (略)

(報告及び指導又は助言)

第十九条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県又は指定都市に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ総務大臣に通知して、指導又は助言をすることができる。

(教職員定数に含まない数)

第十八条 第六条第一項及び第十条第一項の規定による小中学校等教職員定数及び特別支援学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一〜五 (略)

(報告及び指導又は助言)

第十九条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ総務大臣に通知して、指導又は助言をすることができる。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第十条関係）
 ※ 「現行」は、児童福祉法の一部を改正する法律案附則第九条による改正後のもの
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十三条（略）</p> <p>② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>二 五（略）</p> <p>③・④（略）</p> <p>⑤ 第二項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。</p> <p>一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者</p> <p>二（略）</p> <p>第十八条の七 都道府県知事は、保育士の養成の適切な実施を確保するた</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>二 五（略）</p> <p>③・④（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。</p> <p>一 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者</p> <p>二（略）</p> <p>第十八条の七 厚生労働大臣は、保育士の養成の適切な実施を確保するた</p>

め必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②・③ (略)

第二十条 (略)

②・③ (略)

④ 第二項の医療に係る療育の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。

⑤ 都道府県知事は、病院の開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。

⑥・⑦ (略)

⑧ 都道府県知事は、指定療育機関が第六項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第二十一条の三 都道府県知事は、指定療育機関の診療報酬の請求が適正

め必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②・③ (略)

第二十条 (略)

②・③ (略)

④ 第二項の医療に係る療育の給付は、厚生労働大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。

⑤ 厚生労働大臣は、国が開設した病院についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院についてその開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。

⑥・⑦ (略)

⑧ 指定療育機関が第六項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、厚生労働大臣が指定した指定療育機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

第二十一条の三 都道府県知事（厚生労働大臣が指定した指定療育機関に

であるかどうかを調査するため必要があるときは、指定療育機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、児童の利益を保護する緊急の必要があるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

第二十一条の五の二十五 (略)

② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 指定都市の長

三 (略)

③ 前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事

あつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。〔は、指定療育機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定療育機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。〕

② (略)

③ 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務〔都道府県知事が指定した指定療育機関に係るものに限る。〕について、児童の利益を保護する緊急の必要があるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

第二十一条の五の二十五 (略)

② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事

(新設)

二 (略)

③ 前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事

項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならぬ。

④・⑤ (略)

第二十一条の五の二十六 (略)

② 厚生労働大臣又は指定都市の長が前項の権限を行うときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

③ 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

④ 厚生労働大臣又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

⑤ (略)

第二十一条の五の二十七 (略)

②～④ (略)

項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならぬ。

④・⑤ (略)

第二十一条の五の二十六 (略)

② 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

③ 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

④ 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

⑤ (略)

第二十一条の五の二十七 (略)

②～④ (略)

⑤ 厚生労働大臣又は指定都市の長は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

②～④ (略)

⑤ 厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

②～④ (略)

改正案	現行
<p>第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。</p> <p>一 厚生労働大臣 あん摩マツサージ指圧師の養成施設、あん摩マツサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マツサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設</p> <p>二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設</p> <p>② 前項の認定を申請するには、申請書に、教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を記載した書類を添付して、</p>	<p>第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>② 前項の認定を申請するには、申請書に、教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を記載した書類を添付して、</p>

文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、これを文部科学大臣、厚生労働大臣又は養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

③ 第一項の学校又は養成施設の設置者は、前項に規定する事項のうち教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣又は同項の都道府県知事の承認を受けなければならない。

④～⑩ (略)

附則

第十八条の二 文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者（以下「視覚障害者」という。）にあつては、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入学することができる者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定したあん摩マッサージ指圧師の養成施設若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設において、あん摩マッサージ指圧師については三年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。

②・③ (略)

文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、これを文部科学大臣又は厚生労働大臣に提出しなければならない。

③ 第一項の学校又は養成施設の設置者は、前項に規定する事項のうち教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

④～⑩ (略)

附則

第十八条の二 文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者（以下「視覚障害者」という。）にあつては、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入学することができる者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師については三年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。

②・③ (略)

改正案	現行
<p>第四十八条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となる ことができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者</p> <p>四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者</p> <p>⑦・⑧（略）</p> <p>第六十六条 第四十八条第八項、第五十二条、第五十三条第二項、第五十条、第五十五条第一項、第五十六条及び第六十三条中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又</p>	<p>第四十八条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となる ことができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者</p> <p>四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者</p> <p>⑦・⑧（略）</p> <p>第六十六条 第四十八条、第五十二条から第五十六条まで及び第六十三条の規定中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。ただし、</p>

は「区長」とする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処
分については、この限りでない。

い。政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでな
い。

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。</p> <p>④（略）</p> <p>第四条 削除</p> <p>第十七条 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第三条第三項及び第十一条の四第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。</p>	<p>第三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。</p> <p>④（略）</p> <p>第四条 前条第三項に規定する理容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。</p> <p>第十七条 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第四条及び第十一条の四第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 監督（第九十二条の二―第九十七条の三）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の禁止）</p> <p>第五十条の四 組合は、共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、<u>行政庁</u>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>（削る）</p> <p>（資産運用の方法等）</p> <p>第五十条の十四 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。ただし、<u>行政庁</u>の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 監督（第九十二条の二―第九十七条の四）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の禁止）</p> <p>第五十条の四 組合は、共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>地域又は職域が都道府県の区域内の組合に係る前項の承認の申請は、当該都道府県の知事を経由して行わなければならない。</u></p> <p>（資産運用の方法等）</p> <p>第五十条の十四 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けたときは、この限りで</p>

(削る)

(所管行政庁)

第九十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を超える組合については厚生労働大臣、その他の組合については主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

(削る)

(権限の委任)

第九十七条の三 (略)

2 (略)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇七 (略)

八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四の規定

ない。

2 第五十条の四第二項の規定は、前項の承認の申請に準用する。

(所管行政庁)

第九十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、地域又は職域が都道府県の区域を越える組合については厚生労働大臣、その他の組合については都道府県知事とする。

(事務の区分)

第九十七条の三 第五十条の四第二項(第五十条の十四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第九十七条の四 (略)

2 (略)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇七 (略)

八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四第一項、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四

に違反したとき。

九〇四十五 (略)

2・3 (略)

第一項の規定に違反したとき。

九〇四十五 (略)

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、 都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者</p> <p>三 (略)</p> <p>第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、 都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者</p> <p>三 (略)</p> <p>第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者</p>	<p>第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、 厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者</p> <p>三 (略)</p> <p>第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、 厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者</p> <p>三 (略)</p> <p>第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者</p>

四·五
(略)

四·五
(略)

改正案	現行
<p>第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者</p> <p>六 (略)</p>	<p>第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者</p> <p>六 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第二十条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した診療放射線技師養成所において、三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修得を終えたもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第二十条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した診療放射線技師養成所において、三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において三年以上第二条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得した</p> <p>もの</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床検査技師養成所において三年以上第二条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得した</p> <p>もの</p> <p>二・三 （略）</p>

改正案	現行
<p>第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者</p> <p>六 (略)</p>	<p>第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者</p> <p>六 (略)</p>

改正案	現行
<p>（理学療法士国家試験の受験資格）</p> <p>第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもので、三年以上理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもので</p> <p>三 （略）</p> <p>（作業療法士国家試験の受験資格）</p> <p>第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p>	<p>（理学療法士国家試験の受験資格）</p> <p>第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもので、三年以上理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもので</p> <p>三 （略）</p> <p>（作業療法士国家試験の受験資格）</p> <p>第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p>

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

三 (略)

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

三 (略)

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第十二条 試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十二条 試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（食鳥処理衛生管理者） 第十二条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者と なることができない。 一・二（略） 三 <u>都道府県知事</u>の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設におい て所定の課程を修了した者 四 学校教育法第五十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところ によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥 処理の業務に三年以上従事し、かつ、<u>都道府県知事</u>の登録を受けた講 習会の課程を修了した者 6・7（略）</p>	<p>（食鳥処理衛生管理者） 第十二条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者と なることができない。 一・二（略） 三 <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設におい て所定の課程を修了した者 四 学校教育法第五十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところ によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥 処理の業務に三年以上従事し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた講 習会の課程を修了した者 6・7（略）</p>

改正案	現行
<p>第十二条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者</p> <p>三 (略)</p>	<p>第十二条 試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 厚生労働大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者</p> <p>三 (略)</p>

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第十七条関係）
 ※ 「現行」は、地域における医療及び介護の複合的な確保を推進するための関係法律の一部を改正する法律案による改正後のもの
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十二条の二（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県（二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県）において行つていくこと。</p> <p>五～七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第六十六条の三 関係都道府県知事（医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の所在地の都道府県知事であつて、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事以外の者をいう。）は、当該医療法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができらる。</p> <p>（削る）</p>	<p>第四十二条の二（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行つていくこと。</p> <p>五～七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護</p>

老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第五項、第六項及び第七項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第六項、第七項（第五十七条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八項、第五十六条の六、第五十六条の十一、第五十六条の十二第三項及び第四項、第五十七条第五項、第五十八条、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十七条第一項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第一項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地の全ての都道府県に」と、同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第七項、第六十四条第三項、第六十四条の二第二項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一項ただし書の認可」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十二条の二第一項の規定による認定並びに第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第五項の規定による認可の申

(削る)

第六十九条 この章に特に定めるもののほか、医療法人の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条及び第七十一条 削除

第七十一条の三 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。

第七十一条の四 (略)

(削る)

請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

第六十八条の三 この章に特に定めるものの外、医療法人の監督に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第六十九条から第七十一条まで 削除

(新設)

第七十一条の三 (略)

第七十一条の四 第六十八条の二第一項において読み替えて適用する第六十三条第一項及び第六十八条の二第二項(同項後段の意見を付する部分を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、

地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（資格等）</p> <p>第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（資格等）</p> <p>第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 前項第二号の養成機関の指定に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県知事の指定した歯科技工士養成所を卒業した者</p> <p>三・四 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者</p> <p>三・四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（婦人相談所）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十九項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、婦人相談所を設置することができる。</p> <p>3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>三（略）</p> <p>4 6 （略）</p> <p>（婦人相談員）</p> <p>第三十五条 都道府県知事（婦人相談所を設置する指定都市の長を含む）</p> <p>第三十八条第一項第二号において同じ。）は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のう</p>	<p>（婦人相談所）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>三（略）</p> <p>3 5 （略）</p> <p>（婦人相談員）</p> <p>第三十五条 都道府県知事は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。</p>

ちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長（婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つてゐる者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

4 (略)

(都道府県及び市の支弁)

第三十八条 都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、次に掲げる費用（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 五 (略)

2 市（婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。）は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第四十条 (略)

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同

2 市長は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つてゐる者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

4 (略)

(都道府県及び市の支弁)

第三十八条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 五 (略)

2 市は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第四十条 (略)

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同

項第二号及び第四号に掲げるもの（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。）

二（略）

項第二号及び第四号に掲げるもの

二（略）

改正案	現行
<p>（美容師試験）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。</p> <p>4（略）</p> <p>（削る）</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第二十条 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（<u>第四条</u> <u>第三項</u>及び第十二条の三第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。</p>	<p>（美容師試験）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 <u>第三項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</u></p> <p>6 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第二十条 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（<u>第四条</u> <u>第五項</u>及び第十二条の三第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。</p>

改正案	現行
<p>（調理師の免許）</p> <p>第三条 調理師の免許は、次の各号のいづれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>附則</p> <p>3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終った者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第三条の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみな</p>	<p>（調理師の免許）</p> <p>第三条 調理師の免許は、次の各号の一に該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条（高等学校の入学資格）に規定する者で、厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項第一号に規定する調理師養成施設の指定に関する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>附則</p> <p>3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終った者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第三条第一項の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者</p>

す。

とみなす。

○ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（抄）（第二十三条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（特別給付金の額及び記名国債の交付）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（特別給付金の額及び記名国債の交付）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。</p>

○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）（抄）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別弔慰金の額及び記名国債の交付）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。</p>	<p>（特別弔慰金の額及び記名国債の交付）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。</p>

○ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）（第二十三条関係）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（特別給付金の額及び記名国債の交付） 第五条（略） 2～4（略） 5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。</p>	<p>（特別給付金の額及び記名国債の交付） 第五条（略） 2～4（略） 5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。</p>

改正案	現行
<p>（認定）</p> <p>第五条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、<u>都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（決定又は裁決をすべき期間）</p> <p>第二十九条 都道府県知事又は指定都市の長は、手当の支給に関する処分についての異議申立て、<u>審査請求又は再審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て、審査請求又は再審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。</u></p> <p>2 異議申立人、<u>審査請求人又は再審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事又は指定都市の長が異議申立て、審査請求又は再審査請求を棄却したものとみなすことができる。</u></p> <p>（再審査請求）</p>	<p>（認定）</p> <p>第五条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、<u>都道府県知事の認定を受けなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（決定又は裁決をすべき期間）</p> <p>第二十九条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての異議申立て又は<u>審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。</u></p> <p>2 異議申立人又は<u>審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事が異議申立て又は審査請求を棄却したものとみなすことができる。</u></p> <p>（再審査請求）</p>

第三十条 指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給に関する処分、市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十二条 手当の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第三十四条 市町村長(指定都市においては、区長とする。)は、行政庁(特別児童扶養手当については都道府県知事又は指定都市の長をいい、障害児福祉手当及び特別障害者手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。)又は手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第三十条 市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十二条 手当の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第三十四条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、行政庁(特別児童扶養手当については都道府県知事をいい、障害児福祉手当及び特別障害者手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。)又は手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

○ 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）（抄）（第二十五条関係）
 ※ 「現行」は、児童福祉法の一部を改正する法律案附則第九条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(養育医療) 第二十条 (略) 2・3 (略) 4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行うものとする。 5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。 6・7 (略)</p>	<p>(養育医療) 第二十条 (略) 2・3 (略) 4 養育医療の給付は、厚生労働大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行なうものとする。 5 厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。 6・7 (略)</p>

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）（抄）（第二十六条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（特別給付金の額及び記名国債の交付）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（特別給付金の額及び記名国債の交付）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。</p>

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第五条 製菓衛生師試験は、次の各号のい<u>ずれかに</u>該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、<u>都道府県知事</u>の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの</p> <p>二（略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第五条 製菓衛生師試験は、次の各号の<u>一に</u>該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、<u>厚生労働大臣</u>の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（国及び都道府県の行う職業訓練等） 第十五条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国及び都道府県（第十六条第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校（次項及び第十条第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。）を設置する場合）には、当該指定都市を、市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。）が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）内において行うほか、国にあつては職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を、都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施する必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。</p> <p>4 公共職業能力開発施設は、第一項各号に規定する職業訓練及び第二項</p>	<p>（国及び都道府県の行う職業訓練等） 第十五条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国及び都道府県（第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。）が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）内において行うほか、国にあつては職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を、都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。</p> <p>4 公共職業能力開発施設は、第一項各号に規定する職業訓練及び第二項</p>

に規定する援助（指定都市が設置する職業能力開発短期大学校等及び市町村が設置する職業能力開発校に係るものを除く。）を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二（略）

（公共職業能力開発施設）

第十六条（略）

2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。

3～5（略）

（職業訓練指導員資格の特例）

第三十条の二 準則訓練のうち高度職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、当該訓練に係る教科につき、第二十八条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者（都道府県又は指定都市が設置する公共職業能力開発施設を行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県又は指定都市の条例で定める者）であつて、同条第五項各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならぬ。

2（略）

に規定する援助（市町村が設置する職業能力開発校に係るものを除く。）を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二（略）

（公共職業能力開発施設）

第十六条（略）

2 前項に定めるもののほか、都道府県は職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。

3～5（略）

（職業訓練指導員資格の特例）

第三十条の二 準則訓練のうち高度職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、当該訓練に係る教科につき、第二十八条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者（都道府県が設置する公共職業能力開発施設を行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県の条例で定める者）であつて、同条第五項各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならぬ。

2（略）

(手数料)

第九十七条 (略)

2 都道府県は、地方自治法第二百二十七号条の規定に基づき技能検定試験に係る手数料を徴収する場合には、第四十六条第四項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県協会へ納めさせ、その収入とすることができる。

(手数料)

第九十七条 (略)

2 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七号条の規定に基づき技能検定試験に係る手数料を徴収する場合には、第四十六条第四項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県協会へ納めさせ、その収入とすることができる。

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、三年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもので、</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校若しくは養成所において二年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、一年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 （略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、三年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもので、</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校若しくは養成所において二年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、一年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したものの</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文部科学大臣が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したものの</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文部科学大臣が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの</p>

において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、二年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

四・五（略）

において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、二年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

四・五（略）

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもので、</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、二年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもので</p> <p>三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者（厚生労働省令で定める者に限る。）で、文部科学大臣が指定した学</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもので、</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、二年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもので</p> <p>三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者（厚生労働省令で定める者に限る。）で、文部科学大臣が指定した学</p>

校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、一年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

四
(略)

校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、一年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

四
(略)

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第三十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもので、</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもので</p> <p>三 （略）</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急救業務（以下この号において「救急救業務」という。）に関する講習</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第三十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもので、</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもので</p> <p>三 （略）</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急救業務（以下この号において「救急救業務」という。）に関する講習</p>

で厚生労働省令で定めるものの課程を修了し、及び厚生労働省令で定める期間以上救急業務に従事した者（学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができるもの（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）に限る。）であつて、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した救急救命士養成所において、一年（当該学校又は救急救命士養成所のうち厚生労働省令で定めるものにあつては、六月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの

五
（略）

で厚生労働省令で定めるものの課程を修了し、及び厚生労働省令で定める期間以上救急業務に従事した者（学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができるもの（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）に限る。）であつて、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、一年（当該学校又は救急救命士養成所のうち厚生労働省令で定めるものにあつては、六月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの

五
（略）

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した学校（五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した学校（五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した学校（五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した学校（五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p>

において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

四（略）

五 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

六（略）

において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

四（略）

五 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

六（略）

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>四〇十二 （略）</p> <p>（介護福祉士の資格）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>四〇十二 （略）</p> <p>（介護福祉士の資格）</p>

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 (略)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>四〇十一 （略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>四〇十一 （略）</p>

改正案	現行
<p>第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第四十条第二項第三号中「前号」を「前各号」に、「能力」を「知識及び技能」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設</p>	<p>第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第四十条第二項第三号中「前号」を「前各号」に、「能力」を「知識及び技能」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設</p>

設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

（略）

設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

（略）

改 正 案	現 行
<p>（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略）</p> <p>2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事</p> <p>二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の長</p>	<p>（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略）</p> <p>2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

四 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの
市町村長

五 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第百十五条の三十三 (略)

2 厚生労働大臣又は前条第二項第二号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、前条第二項第

二 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの
市町村長

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第百十五条の三十三 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密

一号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4・5 (略)

(勧告、命令等)

第百十五条の三十四 (略)

2・4 (略)

5 介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を通知しなければならない。

(報告の徴収等)

第百九十七条 (略)

接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4・5 (略)

(勧告、命令等)

第百十五条の三十四 (略)

2・4 (略)

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

(報告の徴収等)

第百九十七条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、市町村長（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）の長を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村長が第

五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

4・5 (略)

(大都市等の特例)

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(事務の区分)

第二百三条の四 第五十六条第四項、第七十二条第一項及び第三項並びに第九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

(大都市等の特例)

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(事務の区分)

第二百三条の四 第五十六条第四項、第七十二条第一項及び第三項並びに第九十七条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康
保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事
業団の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告
をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと
き。

2
(略)

第二百七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康
保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事
業団の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告
をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと
き。

2
(略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（抄）（第三十二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略）</p> <p>2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事</p> <p>二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の</p>	<p>（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略）</p> <p>2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

長

四 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの
市町村長

五 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が
三 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第百十五条の三十三 (略)

2 厚生労働大臣又は前条第二項第二号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項

二 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの
市町村長

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が
二 以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第百十五条の三十三 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」と

及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、前条第二項第一号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4・5 (略)

(勧告、命令等)

第百十五条の三十四 (略)

2・4 (略)

5 介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を通知しなければならない。

(大都市等の特例)

いう。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4・5 (略)

(勧告、命令等)

第百十五条の三十四 (略)

2・4 (略)

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（抄）（第三十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務管理体制の整備等） 第五十一条の二（略）</p> <p>2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事</p> <p>二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定事業者等 指定都市の長</p> <p>三（略）</p> <p>3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（報告等）</p>	<p>（業務管理体制の整備等） 第五十一条の二（略）</p> <p>2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 次号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事</p> <p>（新設）</p> <p>二（略）</p> <p>3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（報告等）</p>

第五十一条の三 (略)

2 厚生労働大臣又は指定都市の長が前項の権限を行うときは当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の四 (略)

2～4 (略)

5 厚生労働大臣又は指定都市の長は、指定事業者等が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 (略)

第五十一条の三 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の四 (略)

2～4 (略)

5 厚生労働大臣は、指定事業者等が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 (略)

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号から第四号までに掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者 都道府県知事

二 (略)

三 当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者 (前号に掲げるものを除く。) 指定都市の長

四 (略)

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長 (以下この款において「厚生労働大臣等」という。) に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第五十一条の三十二 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行った都道府県知事 (以下この項及び次条第五項において「関係都道府県知事」という。) 又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行った市町村長 (以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。) と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者 都道府県知事

二 (略)

(新設)

三 (略)

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長 (以下この款において「厚生労働大臣等」という。) に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第五十一条の三十二 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行った都道府県知事 (次条第五項において「関係都道府県知事」という。) 又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行った市町村長 (以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。) と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な

町村長と、指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の三十三 (略)

2～4 (略)

5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、指定相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の三十三 (略)

2～4 (略)

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

改正案	現行
<p>（権限の委任等）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととすることができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（権限の委任等）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>（罰則）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>第三十九条～第四十一条（略）</p> <p>第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十八条又は第四十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（罰則）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>第三十八条～第四十条（略）</p> <p>第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十七条又は第三十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（大都市の特例）</p> <p>第五十九条の二 第十八条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びにこれらの事務に係る第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市の区域内にある農地又は採草放牧地に係るものについては、当該指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>（採取計画の認可）</p> <p>第三十三条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七、第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。</p> <p>（聴聞の特例）</p> <p>第三十四条の四 都道府県知事又は指定都市の長は、第三十二条の十第一項又は第三十三条の十二の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（採取計画の認可）</p> <p>第三十三条 採石業者は、岩石の採取を行なおうとするときは、当該岩石の採取を行なう場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>（聴聞の特例）</p> <p>第三十四条の四 都道府県知事は、第三十二条の十第一項又は第三十三条の十二の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（議員総会の決議事項）</p> <p>第四十六条（略）</p> <p>2 会頭は、議員総会において定款の変更（第二十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。）の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、経済産業省令で定める書類を添付して経済産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 会頭は、議員総会において定款の変更（第二十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものを除く。）の決議があつたときは、経済産業省令で定める書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>（会員総会）</p> <p>第七十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第十七条第二項から第五項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定は会員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部</p>	<p>（議員総会の決議事項）</p> <p>第四十六条（略）</p> <p>2 会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、経済産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（会員総会）</p> <p>第七十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第十七条第二項から第五項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定は会員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部</p>

分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は會員總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十六條第二項中「変更(第二十五條第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。)」とあるのは「変更」と、同條第四項中「第二十七條第二項及び第三項並びに」とあるのは「第二十七條第二項(第四号を除く。)&及び」と読み替えるものとする。

(都道府県又は指定都市が処理する事務)

第八十四條 この法律に規定する經濟産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市の長が行うことができる。

第九十一條 次の掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第四十六條第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四〇九 (略)

分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は會員總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十六條第四項中「第二十七條第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第二十七條第二項(第四号を除く。)&及び」と読み替えるものとする。

(都道府県が処理する事務)

第八十四條 この法律に規定する經濟産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

第九十一條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(新設)

三〇八 (略)

改正案	現行
<p>（許可）</p> <p>第三条 政令で定める地域（以下「指定地域」という。）内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。第三項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（土地の立入り）</p> <p>第二十二条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣及び環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入りをしてはならない。</p>	<p>（許可）</p> <p>第三条 政令で定める地域（以下「指定地域」という。）内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（土地の立入）</p> <p>第二十二条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣及び環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入の際あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入をしてはならない。</p>

5
(略)

6 国又は都道府県(指定都市の区域内にあつては、指定都市)は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

5
(略)

6 国又は都道府県は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

改正案	現行
<p>第三章 採取計画の認可等</p> <p>（採取計画の認可）</p> <p>第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章（第二十八条第二項を除く。）及び第四十三条において同じ。）</p> <p>二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。）、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五</p>	<p>第三章 採取計画の認可等</p> <p>（採取計画の認可）</p> <p>第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。）、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にあるときは、当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）の認可を受けなければならない。</p>

十五條第一項及び第五十八條の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）

(河川法の準用)

第二十八条 (略)

2 河川法第三十五条第二項及び第三十六条第五項の規定は、河川管理者(都道府県知事及び指定都市の長を除く。)が第十六条の認可又は第二十条第一項の規定による変更の認可をする場合に準用する。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第三十三条 経済産業大臣、都道府県知事、指定都市の長又は国土交通大臣若しくは河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、砂利採取業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第三十四条 (略)

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に

(河川法の準用)

第二十八条 (略)

2 河川法第三十五条第二項及び第三十六条第五項の規定は、河川管理者(都道府県知事及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の長を除く。)が第十六条の認可又は第二十条第一項の規定による変更の認可をする場合に準用する。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第三十三条 経済産業大臣、都道府県知事又は国土交通大臣若しくは河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、砂利採取業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第三十四条 (略)

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に

、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3| 指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4| 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5| 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6| 第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県知事への通報等）

第三十六条 指定都市の長は、当該指定都市の区域において砂利採取業者が第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反していると認めるとき、又は第二十六条の規定による認可の取消しをしたときは、その

、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は河川区域等以外の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（新設）

3| 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4| 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5| 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県知事への通報等）

第三十六条 （新設）

旨を当該砂利採取業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。

- 2| 河川管理者（都道府県知事を除く。）は、河川区域等の区域において砂利採取業者が第十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反しているとき、又は第二十六条の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該砂利採取業者の登録をした都道府県知事であつて当該河川区域等の区域を管轄するものに通報しなければならない。

- 3| 都道府県知事は、第十二条第一項の規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画であつて当該都道府県知事が管轄する区域内の指定都市の区域又は河川区域等の区域に係るものについて第十六条の認可をした指定都市の長又は河川管理者（都道府県知事を除く。）に通報しなければならない。

4| (略)

(市町村長の要請)

第三十七条 市町村長は、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあるとき、都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

- 2 都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、第二十二條の規定による措置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 1| 河川管理者（都道府県知事を除く。）は、河川区域等の区域において砂利採取業者が第十六条の規定に違反していると認めるとき又は第二十六条の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該砂利採取業者の登録をした都道府県知事であつて当該河川区域等の区域を管轄するものに通報しなければならない。

- 2| 都道府県知事は、第十二条第一項の規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画であつて当該都道府県知事が管轄する区域内の河川区域等の区域に係るものについて第十六条の認可をした河川管理者（都道府県知事を除く。）に通報しなければならない。

3| (略)

(市町村長の要請)

第三十七条 市町村長は、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあるとき、都道府県知事又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

- 2 都道府県知事又は河川管理者は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第二十二條の規定による措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(聴聞の特例)

第三十八条 都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者は、第十二条第一項又は第二十六条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (略)

(経済産業大臣の指示)

第四十一条の二 経済産業大臣は、砂利の採取に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、都道府県知事又は指定都市の長に対し、この法律の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う事務のうち政令で定めるものに関し、砂利の採取に伴う災害の防止のために必要な指示をすることができる。

第四十六条 次の各号のいづれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第三十四条第一項から第四項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(聴聞の特例)

第三十八条 都道府県知事又は河川管理者は、第十二条第一項又は第二十六条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (略)

(経済産業大臣の指示)

第四十一条の二 経済産業大臣は、砂利の採取に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、砂利の採取に伴う災害の防止のために必要な指示をすることができる。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第三十四条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

○ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（抄）（第四十一条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（都道府県又は指定都市が処理する事務）</p> <p>第二十二条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととすることができる。</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第二十二条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p>

改正案	現行
<p>第二条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ</u>）ノ免許ヲ受クヘシ</p> <p>②・③（略）</p> <p>第五十一条 本法ノ規定ニ依リ地方公共団体ガ処理スルコトトサレタル事務ノ内左ニ掲グルモノハ地方自治法第二条第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス</p> <p>一 第二条第一項及第二項（第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三条第一項乃至第三項（第十三条ノ二第二項及第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十三条、第十三条ノ二第一項（第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十四条第一項（第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十六条第一項、第二十条、第二十二條第一項、同条第二項（竣功認可ノ告示ニ係ル部分ニ限ル）、第二十五条、第三十二條第一項（第三十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三十二條第二項、第三十四条、第三十五条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第四十二條第一項並第四十三條ノ規定ニ依リ都道府県又ハ地方自治法第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ガ処理スルコトトサレタル事務</p>	<p>第二条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ</p> <p>②・③（略）</p> <p>第五十一条 本法ノ規定ニ依リ地方公共団体ガ処理スルコトトサレテイル事務ノ内左ニ掲グルモノハ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス</p> <p>一 第二条第一項及第二項（第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三条第一項乃至第三項（第十三条ノ二第二項及第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十三条、第十三条ノ二第一項（第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十四条第一項（第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十六条第一項、第二十条、第二十二條第一項、同条第二項（竣功認可ノ告示ニ係ル部分ニ限ル）、第二十五条、第三十二條第一項（第三十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三十二條第二項、第三十四条、第三十五条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第四十二條第一項並第四十三條ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレテイル事務</p>

二 第十四条第三項（第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ
規定ニ依リ市町村ガ処理スルコトトサレタル事務

二 第十四条第三項（第四十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ
規定ニ依リ市町村ガ処理スルコトトサレテイル事務

改正案	現行
<p>（所管行政庁）</p> <p>第百十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第一項及び第七十四条第二項（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第九条の九第一項第一号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域を超えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域を超えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。</p> <p>二 四 （略）</p> <p>五 企業組合については、その行う事業の全てが財務大臣の所管に属す</p>	<p>（所管行政庁）</p> <p>第百十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第一項及び第七十四条第二項（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第九条の九第一項第一号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域を超えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業（政令で定めるものに限る。以下この号及び第五号において同じ。）以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域を超えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。</p> <p>二 四 （略）</p> <p>五 企業組合については、その行う事業の全てが財務大臣の所管に属す</p>

る事業であるものにあつては、財務大臣とし、財務大臣の所管に属する事業とその他の事業とを行うものにあつては、財務大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その管轄都道府県知事とする。

六・七 (略)

2
2
6 (略)

る事業又は国土交通大臣の所管に属する事業であるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣とし、財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とを行うものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その管轄都道府県知事とする。

六・七 (略)

2
2
6 (略)

改正案	現行
<p>（都道府県等の処理する事務等）</p> <p>第八十八条 第四章（第六十一条、第七十条第三号（使用料金の変更に係る部分に限る。）及び第七十五条を除く。以下この項において同じ。） 、前章及び第九十四条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、第四章に規定する権限に属する事務にあつては政令で定めるところにより都道府県知事が、前章及び同条に規定する権限に属する事務にあつては政令で定めるところにより都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。第九十条第一項及び第二項において同じ。）が、それぞれその一部を行うこととすることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（聴聞の特例）</p> <p>第九十条 地方運輸局長がその権限に属する旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするとき、又は都道府県知事若しくは市町村長がその権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>2 地方運輸局長の権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは</p>	<p>（都道府県の処理する事務等）</p> <p>第八十八条 第四章（第六十一条、第六十二条、第七十条第三号及び第七十五条を除く。）及び第九十四条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（聴聞の特例）</p> <p>第九十条 地方運輸局長は、その権限に属する旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>2 地方運輸局長の権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは</p>

は許可の取消し若しくは自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若しくは登録の取消しの処分又は都道府県知事若しくは市町村長の権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若しくは登録の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 (略)

(申請書等の經由)

第九十五条の四 第四章（第六十一条及び第七十五条を除く。）及び第九十二条の規定による申請書その他の書類（同条の規定によるものについては、自動車道事業に係るものに限る。）で国土交通大臣に提出すべきものは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事及び地方運輸局長を經由して行わなければならない。

は許可の取消し又は自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若しくは登録の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 (略)

(申請書等の經由)

第九十五条の四 第四章（第六十一条、第六十二条及び第七十五条を除く。）及び第九十二条の規定による申請書その他の書類（第九十二条の規定によるものについては、自動車道事業に係るものに限る。）で国土交通大臣に提出すべきものは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事及び地方運輸局長を經由して行わなければならない。

改正案	現行
<p>第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、<u>同項各号に掲げる都市計画（同項第一号に掲げる都市計画にあつては一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものを除き、同項第五号に掲げる都市計画にあつては一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに関するものを除く。）</u>は、指定都市が定める。</p> <p>2 指定都市の区域における第六条の二第三項及び第七条の二第二項の規定の適用については、<u>これらの規定中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。</u></p> <p>3 指定都市（その区域の内外にわたり都市計画区域が指定されているものを除く。）に対する第十八条の二第一項の規定の適用については、<u>同項中「ものとする」とあるのは、「ことができるとする。」</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第四項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 都道府県知事は、第六項の意見の申出を行うに当たり必要があると認</p>	<p>第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、<u>同項第二号から第七号までに掲げる都市計画（一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに関するものを除く。）</u>は、指定都市が定める。</p> <p>2 指定都市の区域における第七条の二第二項の規定の適用については、<u>同項中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第三項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 都道府県知事は、第五項の意見の申出を行うに当たり必要があると認</p>

<p>9 (略)</p>	<p>めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>
<p>10 </p>	<p>指定都市の区域における第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「都道府県」とあるのは、「都道府県若しくは指定都市」とする。</p>
<p>11 (略)</p>	<p>9 (略)</p>

改正案	現行
<p>（大都市の特例）</p> <p>第四十四条 第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十二條から第二十七條の九まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十五條、第四十一條及び前條の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第十二條から第十九條まで、第二十二條から第二十七條の九まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十五條、第三十九條及び前三條の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。</p>	<p>（大都市の特例）</p> <p>第四十四条 第二十三條から第三十二條まで、第三十五條、第四十一條及び前條の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第二十三條から第三十二條まで、第三十五條、第三十九條及び前三條の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(都道府県が処理する事務)</p> <p>第二十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>(削る)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(地方運輸局長等への権限の委任)</p> <p>第二十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。</p>

改正案	現行
<p>（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）</p> <p>第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（<u>第三項</u>において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は<u>第三項</u>の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならぬ。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壤汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壤汚染状況調査等」という。）を行</p>	<p>（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）</p> <p>第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（<u>次項</u>において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は<u>次項</u>の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（新設）</p>

おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

3 | 6 | (略)

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(指定の申請)

第二十九条 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の指定の申請が

2 | 5 | (略)

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(指定の申請)

第二十九条 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査及び第十六条第一項の調査(以下この章において「土壤汚染状況調査等」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十一条 環境大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合し

次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一〜三 (略)

(変更の届出)

第三十五条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事(以下この章において「環境大臣等」という。)に届け出なければならない。

(土壤汚染状況調査等の義務)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 環境大臣等は、前二項に規定する場合において、その指定に係る指定調査機関がその土壤汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第三十七条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、土壤汚染状況調査等の業務の開始前に、環境大臣等に届け出なければならない。これを変更しよ

ていると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一〜三 (略)

(変更の届出)

第三十五条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(土壤汚染状況調査等の義務)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 環境大臣は、前二項に規定する場合において、指定調査機関がその土壤汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第三十七条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、土壤汚染状況調査等の業務の開始前に、環境大臣に届け出なければならない。これを変更しよ

うとするときも、同様とする。

2 (略)

(適合命令)

第三十九条 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(業務の廃止の届出)

第四十条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣等に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第四十二条 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 四 (略)

(公示)

第四十三条 環境大臣等は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 三 (略)

とするときも、同様とする。

2 (略)

(適合命令)

第三十九条 環境大臣は、指定調査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(業務の廃止の届出)

第四十条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第四十二条 環境大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 四 (略)

(公示)

第四十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 三 (略)

(報告及び検査)

第五十四条 (略)

254 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に
関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、
業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に
対し、その業務若しくは経理の状況に
関し必要な報告を求め、又はその
職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類そ
の他の物件を検査させることができる。

7 第一項又は第三項から前項までの規定により立入検査をする職員は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第一項又は第三項から第六項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のた
めに認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の
管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるもの
について、第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項
又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、
当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第五十四条 (略)

254 (略)

5 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又
は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に
関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若し
くは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

6 第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示
す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のた
めに認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の
管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるもの
について、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項
又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、
当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務

三 第三条第六項の確認の取消しに関する事務
四(十) (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二(六) (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第五項、第四条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若

(環境大臣の指示)

第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務

三 第三条第五項の確認の取消しに関する事務
四(十) (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二(六) (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第四項、第四条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若

しくは第二項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出
をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇九 (略)

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に
処する。

一・二 (略)

三 第五十四条第一項若しくは第三項から第六項までの規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避した者

しくは第二項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出
をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇九 (略)

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に
処する。

一・二 (略)

三 第五十四条第一項若しくは第三項から第五項までの規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避した者

			改正案	現行
公有水面埋立法（大）この法律の規定により地方公共団体が処理す	(略)	法律	事務	法律
公有水面埋立法（大）この法律の規定により地方公共団体が処理す	(略)	法律	事務	法律
<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づき政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>九の二 医療に関する事務</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考（略）</p>				
<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づき政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考（略）</p>				

<p>正十年法律第五十七号)</p>	<p>の</p> <p>一 第二条第一項及び第二項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第三条第一項から第三項まで(第十三条ノ二第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条、第十三条ノ二第一項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第十六条第一項、第二十条、第二十二条第一項、同条第二項(竣功認可の告示に係る部分に限る。)、第二十五条、第三十二条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第三十二条第二項、第三十四条、第三十五条(第三十六条において準用する場合を含む。)、第四十二条第一項並びに第四十三条の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p> <p>二 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>正十年法律第五十七号)</p> <p>の</p> <p>一 第二条第一項及び第二項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第三条第一項から第三項まで(第十三条ノ二第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条、第十三条ノ二第一項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第十六条第一項、第二十条、第二十二条第一項、同条第二項(竣功認可の告示に係る部分に限る。)、第二十五条、第三十二条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第三十二条第二項、第三十四条、第三十五条(第三十六条において準用する場合を含む。)、第四十二条第一項並びに第四十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 (略)</p>

(略)	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）	(略)	(削る)	(略)	(削る)
(略)	第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務	(略)	(削る)	(略)	(削る)

(略)	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）	(略)	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	(略)	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
(略)	第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	第六十八条の二第一項において読み替えて適用する第六十三条第一項及び第六十八条の第二項（同項後段の意見を付する部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	第五十条の四第二項（第五十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

(略)	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
(略)	<p>第五十六条第四項、第七十二条第一項及び第三項並びに第九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(略)	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
(略)	<p>第五十六条第四項、第七十二条第一項及び第三項並びに第九十七条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

改正案	現行
<p>（漁港の保全） 第三十九条（略） 2～7（略） 8 都道府県知事（<u>地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。</u>）（港湾法第五十八条第二項の規定に基づき公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行う港湾管理者を含む。）は、漁港の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二条第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（漁港の保全） 第三十九条（略） 2～7（略） 8 都道府県知事（港湾法第五十八条第二項の規定に基づき公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行う港湾管理者を含む。）は、漁港の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二条第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令との関係）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（<u>地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。</u>）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（他の法令との関係）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事の職権は、港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。</p> <p>3・4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（工事の制限等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）<u>第十六条第二号</u>（採取計画の認可）に規定する河川管理者は、同条の採取計画又は変更後の採取計画に基づいて行^う工事が第一項に規定する工事に該当し、かつ、保護水面の区域内においてされるものである場合において、当該採取計画又は採取計画の変更について同条又は同法第二十条第一項（変更の認可）の規定による認可をしようとするときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣若しくは港湾管理者（港湾法第二条第一項（港湾管理者の定義）に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項に規定する工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項（港湾区域内の工事の許可）の規定による許可をし、若しくは同条第三項（港湾区域内の国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項（港湾区域の定のない港湾への準用）の規定による協議に応じ、港湾管理者が同法第五十八</p>	<p>（工事の制限等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）<u>第十六条</u>（採取計画の認可）に規定する河川管理者は、同条の採取計画又は変更後の採取計画に基づいて行^なう工事が第一項に掲げる工事に該当し、かつ、保護水面の区域内においてされるものである場合において、当該採取計画又は採取計画の変更について同条又は同法第二十条第一項（変更の認可）の規定による認可をしようとするときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣若しくは港湾管理者（港湾法第二条第一項（港湾管理者の定義）に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項（港湾区域内の工事の許可）の規定による許可をし、若しくは同条第三項（港湾区域内の国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項（港湾区域の定のない港湾への準用）の規定による協議に応じ、港湾管理者が同法第五十八</p>

条第二項（公有水面埋立法との関係）の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長）の職権を行い、若しくは国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第五項（特定離島港湾施設の存する港湾における国等の工事についての特例）の規定による協議に応じようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

6（略）

（事務の区分）

第三十五条の二 第四条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二項（公有水面埋立法との関係）の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行い、若しくは国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第五項（特定離島港湾施設の存する港湾における国等の工事についての特例）の規定による協議に応じようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

6（略）

（事務の区分）

第三十五条の二 第四条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（へき地手当等）</p> <p>第五条の二 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。）は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する教員及び職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された教員及び職員（次条第一項において「再任用教職員等」という。）を除く。）に対して、へき地手当を支給しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（へき地手当等）</p> <p>第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する教員及び職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された教員及び職員（次条第一項において「再任用教職員等」という。）を除く。）に対して、へき地手当を支給しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（県費負担教職員の任用等）</p> <p>第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二條第一項（教育公務員特例法第十二條第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における</p>	<p>（県費負担教職員の任用等）</p> <p>第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七條、第五十八條第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二條第一項（教育公務員特例法第十二條第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県</p>

採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

(地方公務員法の適用の特例)

第四十七條 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に
 対して地方公務員法を適用する場合には、同法中次の表の上欄に
 掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に
 読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条各号列記以外の部分	職員	職員（第三号の場合にあつては、都道府県教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により同法第三十七條第一項に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属していた地方公共団体の職員）

費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

(地方公務員法の適用の特例)

第四十七條 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に
 対して地方公務員法を適用する場合には、同法中次の表の上欄に
 掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に
 読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条各号列記以外の部分	職員	職員（第三号の場合にあつては、都道府県教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項、第五十八條第一項若しくは第六十一条第一項の規定により同法第三十七條第一項に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属していた地方公共団体の職員）

第十六条第三号	当該地方 公共団体 において	都道府県教育委員会（地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第五十五条第一項又 は第六十一条第一項の規定により同法第三 十七条第一項に規定する県費負担教職員の 懲戒に関する事務を行うこととされた市町 村教育委員会を含む。）により
(略)	(略)	(略)

2 (略)

第四十七条の五 (略)

2～4 (略)

5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

第五十八条 削除

第十六条第三号	当該地方 公共団体 において	都道府県教育委員会（地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第五十五条第一項、 第五十八条第一項又は第六十一条第一項の 規定により同法第三十七条第一項に規定す る県費負担教職員の懲戒に関する事務を行 うこととされた市町村教育委員会を含む。 ）により
(略)	(略)	(略)

2 (略)

第四十七条の五 (略)

2～4 (略)

5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

（指定都市に関する特例）

第五十八条 指定都市の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあ

つては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係)</p>	<p>登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	
	<p>課税標準</p>	<p>課税標準</p>	
	<p>税率</p>	<p>税率</p>	
<p>一〇七十 省略</p>	<p>一〇七十 同上</p>		
<p>七十一 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録</p>	<p>七十一 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録又は食品衛生管理者に係る養成施設若しくは講習会の登録</p>		
<p>食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第九項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>(一) 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第九項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 食品衛生法第四十八条第六項第三号(養成施設の登録)の登録</p> <p>(三) 食品衛生法第四十八条第六項第四号</p>		
<p>登録件数</p>	<p>登録件数</p>		
<p>一件につき十 五万円</p>	<p>一件につき十 五万円</p> <p>一件につき十 五万円</p> <p>一件につき九</p>		

七十二 削除	七十三～八十五 省略	八十六 農産物検査に係る登録検査機関の登録	(一) 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（政令で定めるもの）に限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十
			(二) 農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の	登録件数	一件につき十五万円

七十二 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又は講習会の登録	七十三～八十五 同上	八十六 同上	(一) 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	同上
					同上
の登録	同上	同上	(二) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号（養成施設の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
				登録	一件につき九万円

<p>増加に係る変更登録で政令で定めるものに限る。)</p> <p>(三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登録(同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係る変更登録で政令で定めるものに限る。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき三万円</p>	<p>八十七〇百二十五の二 省略</p>	<p>百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録</p> <p>(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の六第一項(道路運送法の特例)の規定により自家用有償旅客運送者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通再編実施計画の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p>	<p>(一) 道路運送法第七十九条(登録)の自家用有償旅客運送者の登録(政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき一万五千元</p>
<p>増加に係るものに限る。)</p> <p>(三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登録(同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係るものに限る。)</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>八十七〇百二十五の二 同上</p>	<p>百二十五の三 同上</p>	<p>(一) 道路運送法第七十九条(登録)の自家用有償旅客運送者の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

百二十六～百六十 省 略	(二) 道路運送法第七十九条の七第一項（ <u>登録件数</u> ） 変更登録等）の変更登録（政令で定め るものに限る。）		一件につき三 千円
百二十六～百六十 同 上	(二) 道路運送法第七十九条の七第一項（ <u>同上</u> ） 変更登録等）の変更登録（ <u>財務省令</u> で 定めるものに限る。）		

改正案	現行
<p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者は」とあるのは「都市計画決定権者は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするときは」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項又は第八十七條の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第八十一条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任され</p>	<p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者は」とあるのは「都市計画決定権者は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするときは」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項又は第八十七條の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第八十一条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任され</p>

ている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者）と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者の全てにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「と」られるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者

ている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者）と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者の全てにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「と」られるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者

が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは、「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

3・4 (略)

2 (略)
第四十二条 (略)
(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは、「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

3・4 (略)

2 (略)
第四十二条 (略)
(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意（以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。）を行うに当たっては、国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第八十一条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例）

第四十五条（略）

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第十九条第一項から第四項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項にあつては同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、同法第十九

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意（以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。）を行うに当たっては、国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第八十一条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例）

第四十五条（略）

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第十九条第一項から第四項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項にあつては同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、同法第十九

条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）にあつては同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含み、同法第十九条第四項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第七項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第七項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）にあつては同法第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含み、同法第十九条第四項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第七項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第七項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（都市計画の決定等に係る権限の移譲）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都市計画法第八十七条の二第四項から第九項までの規定は、指定都市が第一項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとする場合について準用する。</p>	<p>（都市計画の決定等に係る権限の移譲）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都市計画法第八十七条の二第三項から第八項までの規定は、指定都市が第一項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとする場合について準用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（医療法等の特例）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開設会社」という。）については、同法第五十二条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第六十三条及び第六十四条、第六十六条の二（同法第六十四条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七条（同法第六十四条第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第七十六条（同法第五十二条第一項、第六十三条第一項及び第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第五十二条第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）」と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と、同法第六十三条第一項及び第六十四条第一項中「医療法人の」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「定款若しくは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「</p>	<p>（医療法等の特例）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開設会社」という。）については、同法第五十二条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第六十三条及び第六十四条（これらの規定を同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十六条の二（同法第六十四条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七条（同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。同法第六十四条第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第七十六条（同法第五十二条第一項、第六十三条第一項及び第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第五十二条第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）」と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と、同</p>

その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該病院等開設会社」と、同法第六十三条第一項中「その業務」とあり、同法第六十四条第二項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同条第三項並びに同法第六十七条第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役若しくは監査役」と、同法第七十六条中「医療法人の理事、監事又は清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役又は監査役」と読み替えるものとする。

5
8 (略)

法第六十三条第一項及び第六十四条第一項中「医療法人の」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「定款若しくは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該病院等開設会社」と、同法第六十三条第一項中「その業務」とあり、同法第六十四条第二項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同条第三項並びに同法第六十七条第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役若しくは監査役」と、同法第七十六条中「医療法人の理事、監事又は清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役又は監査役」と読み替えるものとする。

5
8 (略)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「法令の特例措置」とは、法律により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務及び事業（以下「事務等」という。）についての第十二条、第十三条及び第十六条に規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務等についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例に関する措置をいう。</p> <p>4 この法律において「特定事務等」とは、別表に掲げる事務等であつて、第十二条、第十三条及び第十六条の規定並びに前項の政令又は主務省令の規定により、法令の特例措置が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。</p> <p>第十一条 削除</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「法令の特例措置」とは、法律により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務及び事業（以下「事務等」という。）についての第十一条から第十六条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務等についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例に関する措置をいう。</p> <p>4 この法律において「特定事務等」とは、別表に掲げる事務等であつて、第十一条から第十六条までの規定及び前項の政令又は主務省令の規定により、法令の特例措置が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。</p> <p>(児童福祉法の特例) 第十一条 特定広域団体が別表第一号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（第三項を除き、以下単に「公告の日」という。）以後における児童福祉法（昭和</p>

二十二年法律第六十四号) 第二十条第五項の規定の適用については、同項中「国が開設した病院について」とあるのは、「国が開設した病院(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号) 第七条の規定により同法別表第一号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下この項において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する病院を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は、国が開設した病院(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院に限る。)について」とする。

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に児童福祉法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院は、当該公告の日以前項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、当該道州制特別区域計画の変更に係る第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は計画期間が満了した日(以下「変更公告等の日」という。)において現に第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法第二十条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院(前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。)

(生活保護法の特例)

第十二条 特定広域団体が別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、第七条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告の日(第四項を除き、以下単に「公告の日」という。)以後における生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条及び第四十九条の二第一項から第三項までの規定の適用については、同法第四十九条中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)第七条の規定により同法別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。)について、計画作成特定広域団体の知事は」と、「診療所又は薬局」とあるのは「診療所又は薬局(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局に限る。)」と、同法第四十九条の二第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は

は、当該変更公告等の日に同法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

4 | 第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第五十九条の四の規定は、適用しない。

(生活保護法の特例)

第十二条 特定広域団体が別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条及び第四十九条の二第一項から第三項までの規定の適用については、同法第四十九条中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)第七条の規定により同法別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。)について、計画作成特定広域団体の知事は」と、「診療所又は薬局」とあるのは「診療所又は薬局(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局に限る。)」と、同法第四十九条の二第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」とする。

計画作成特定広域団体の知事」とする。

2・3 (略)

4 特定広域団体が第一項若しくは第二項の道州制特別区域計画を変更し、これらの規定に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、当該道州制特別区域計画の変更に係る第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は計画期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）において現に第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院等又は地域密着型介護老人福祉施設等（前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。）は、当該変更公告等の日に同法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

5 (略)

(商工会議所法の特例)

第十三条 特定広域団体が別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における商工会議所の定款の変更及び解散についての商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）第四十六条第二項、第三項及び第五項、第六十条第二項及び第三項並びに第九十一条第二号及び第三号の規定の適用については、同法第四十六条第二項中「経済産

2・3 (略)

4 特定広域団体が第一項若しくは第二項の道州制特別区域計画を変更し、これらの規定に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現にこれらの規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院等又は地域密着型介護老人福祉施設等（前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。）は、当該変更公告等の日に同法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

5 (略)

(商工会議所法の特例)

第十三条 特定広域団体が別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における商工会議所の定款の変更及び解散についての商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）第四十六条第二項及び第三項（いずれも同法第二十五条第三号、第六号、第十二号及び第十三号の事項に係る定款の変更に係る部分を除く。）、第六十条第二項及

業大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第三項及び第五項並びに同法第六十条第二項及び第三項中「経済産業大臣」とあるのは「計画作成特定広域団体の知事」と、同法第九十一条第二号中「第七十三条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十三条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十三条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十八条第二項において準用する場合」とあるのは「第七十八条第二項において準用する場合」とあるのは「第七十八条第二項において準用する場合」と、同法第十三条の規定により読み替えて適用する場合」と、同条第三号中「第四十六条第五項」とあるのは「第四十六条第五項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

第十四条及び第十五条 削除

び第三項並びに第九十一条第二号の規定の適用については、同法第四十六条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第三項並びに同法第六十条第二項及び第三項中「経済産業大臣」とあるのは「計画作成特定広域団体の知事」と、同法第九十一条第二号中「第七十三条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十三条第五項において準用する場合又は道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三条の規定により読み替えて適用する場合」と、「第七十八条第二項において準用する場合」とあるのは「第七十八条第二項において準用する場合又は同法第十三条の規定により読み替えて適用する場合」とする。

（調理師法の特例）

第十四条 特定広域団体が別表第五号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「厚生労働大臣の指定する調理師養成施設」とあるのは、「調理師養成施設（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法

別表第五号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この号において「計画作成特定広域団体」という。）の区域以外の区域に所在する調理師養成施設にあつては厚生労働大臣が指定するものに限り、計画作成特定広域団体の区域に所在する調理師養成施設にあつては当該計画作成特定広域団体の知事が指定するものに限る。」とする。

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に調理師法第三条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の指定を受けている調理師養成施設は、当該公告の日以前項の規定により読み替えて適用する同号の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなつた場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現に同項の規定により読み替えて適用する調理師法第三条第一項第一号の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている調理師養成施設（前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。）は、当該変更公告等の日に同法第三条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

（母子保健法の特例）

第十五条 特定広域団体が別表第六号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における

母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十条第五項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第七条の規定により同法別表第六号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。）についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は」と、「薬局についてその主務大臣」とあるのは「薬局（当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局に限る。）についてその主務大臣」とする。

2 | 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に母子保健法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等は、当該公告の日に前項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

3 | 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現に同項の規定により読み替えて適用する母子保健法第二十条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院等（前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。）は、当該

(地方自治法の特例)

第十七条 第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定並びに第二条第三項の政令又は主務省令の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九、第二百五十二条の二十二及び第二百五十二条の二十六の三の規定は、適用しない。

別表(第二条、第十二条、第十三条、第十六条、第十八条関係)

番号	事務等の名称	関係条項
一	削除	第十一条
二〜四	(略)	(略)
五	削除	第十四条
六	削除	第十五条

変更公告等の日に同法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

4 第一項の規定により読み替えて適用する母子保健法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第二十六条の規定は、適用しない。

(地方自治法の特例)

第十七条 第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに第十五条第二項の規定により読み替えて適用する児童福祉法、生活保護法及び母子保健法の規定並びに第二条第三項の政令又は主務省令の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九、第二百五十二条の二十二及び第二百五十二条の二十六の三の規定は、適用しない。

別表(第二条、第十一条、第十六条、第十八条関係)

番号	事務等の名称	関係条項
一	児童福祉法第二十条第五項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務	第十一条
二〜四	(略)	(略)
五	調理師法第三条第一項第一号の調理師養成施設の指定に関する事務	第十四条
六	母子保健法第二十条第五項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務	第十五条

八	七
(略)	(略)
	(略)

八	七
(略)	(略)
	(略)

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
 (平成二十三年法律第十九号) (抄) (附則第二十一条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則 (児童又は生徒の実態を考慮した学級編制を行う場合における教職員定数に関する特別の配慮)</p> <p>5 第一条の規定による改正前又は改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律<u>第四条</u>第一項の規定により公立の義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導を必要とする事情、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導を必要とする事情、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を必要とする事情その他の当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、第一条の規定による改正後の同法(以下「新標準法」という。)第三条第二項の規定により小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合においては、都道府県の教育委員会は、教職員の定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。</p> <p>(平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置)</p>	<p>附則 (児童又は生徒の実態を考慮した学級編制を行う場合における教職員定数に関する特別の配慮)</p> <p>5 第一条の規定による改正前又は改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律<u>第四条</u>の規定により公立の義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導を必要とする事情、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導を必要とする事情、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を必要とする事情その他の当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、第一条の規定による改正後の同法(以下「新標準法」という。)第三条第二項の規定により小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合においては、都道府県の教育委員会は、教職員の定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。</p> <p>(平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置)</p>

6 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校（当該地震後に、被災した児童又は生徒が転学した公立の義務教育諸学校を含む。）において、被災した児童又は生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県の教育委員会（当該学校が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置するものである場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）は、当該学校の教職員の定数に関し、当該事情に迅速かつ的確に対応するため必要な特別の措置を講ずるものとする。

6 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校（当該地震後に、被災した児童又は生徒が転学した公立の義務教育諸学校を含む。）において、被災した児童又は生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県の教育委員会は、当該学校の教職員の定数に関し、当該事情に迅速かつ的確に対応するため必要な特別の措置を講ずるものとする。